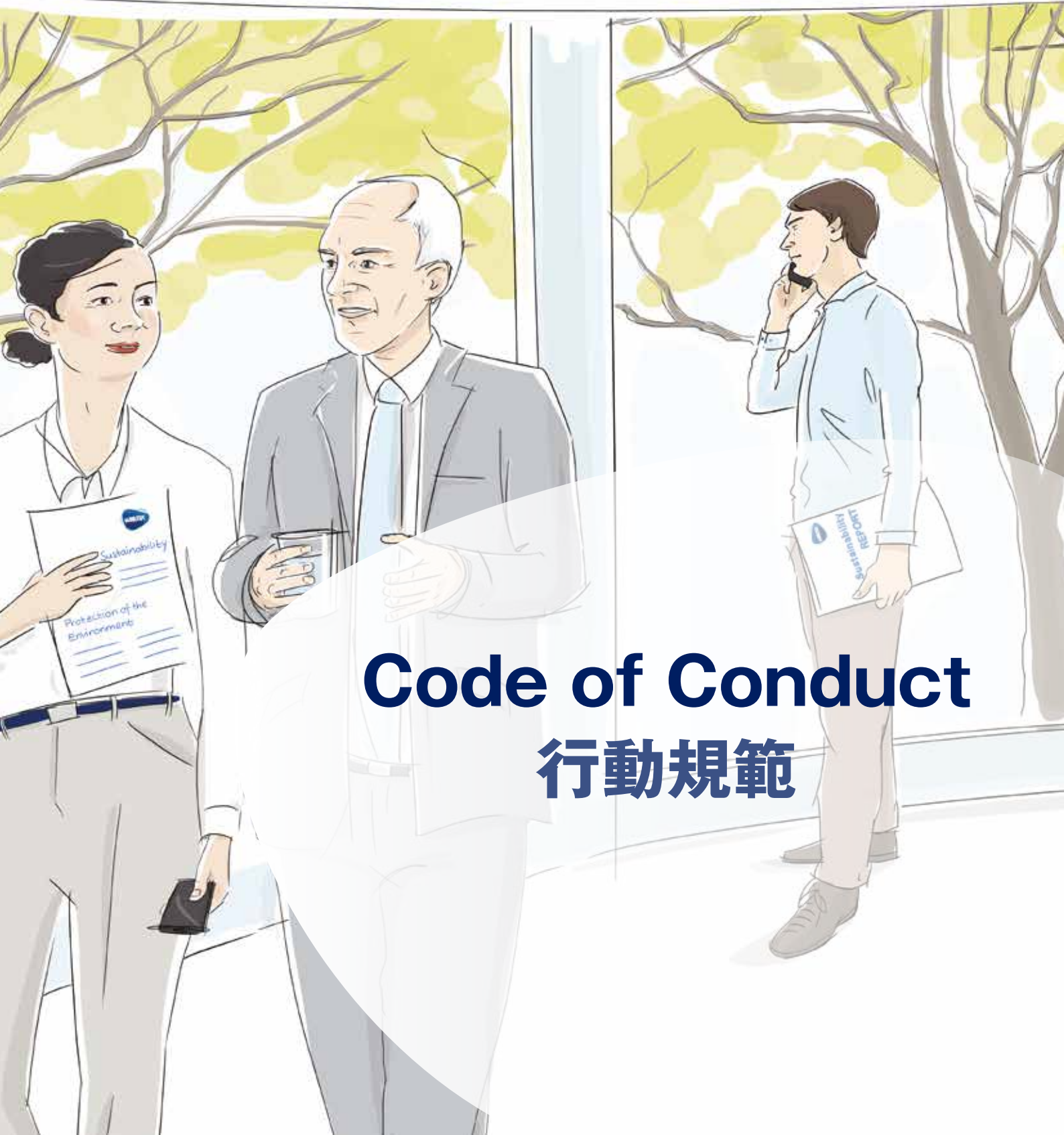




**BRITA GmbH**

Group Compliance  
Heinrich-Hertz-Str. 4  
D- 65232 Taunusstein  
[compliance@brita.net](mailto:compliance@brita.net)  
Tel: +49 (0) 6128 - 746 - 5323





# Code of Conduct

## 行動規範



## 序文

---

「水は私たちのビジネスの根本です。だからこそ、私たちは企業として持続可能な責任ある行動を取ります。」

(Markus Hankammer、2012年Sustainability Reportより)

水は、私たちが毎日使うものである。また、全ての生物の基本であり、限りある、価値ある資源である。水を扱うということは、甚大で倫理的責任を生むものである。BRITAでは、このことを非常に真剣に考えている。持続可能な方向で考え行動することは、我々の仕事と意思決定に重要な役割を持つ。社会的、生態的、企業目的に等しく注意を払い、長期的かつ持続可能な対策を見つけることに日々取り組まなければならない。

誠実さと責任に基づいた行動は、我々のビジネス文化に欠かせない根幹をなす。この行動規範は我々のアイデンティティの一部である。国内および国際的にこの会社を作り上げることを目的とした下記のガイドラインおよび各原則は、価値観に基づくコーポレート・ガバナンスに対する我々の明確な取り組みの象徴である。

目的達成に取り組む時に重要なことは、ただ達成するだけでなく、どうやって達成するかである。顧客も、取引先も、一般消費者も、これを読んでいるあなたも、社員も、誠実さをもってビジネスを行うことを期待している。倫理的小よび法的に申し分ない行動は、各個人の責任である。持続可能なコーポレート・ガバナンスという意味での「誠実さ」は短期的なビジネスの成功に繋がると我々は考えている。疑義のある契約は見送ることもいとわない。

我々の行動規範は世界中の全社員に適用される。その影響が良い方向に現れるのは、日常業務において確信をもって行動規範を実践する場合だけである。全社員が、会社およびBRITAブランドの経済的成功を持続的に確保できるよう、自覚を持って目指さなければならない。

BRITAの活動を差別化する特質、すなわち内的小よび外的な責任と相互理解を意識的に、また決意をもって伝え、実践することが、我々1人1人の目的である。

Markus Hankammer    Jörg Heise    Walter Funk    Dr. Hilmar Walde    Markus Kirschner

## 目次

---

<b>I</b>	<b>目的</b>	5
<b>II</b>	<b>適用範囲</b>	5
<b>III</b>	<b>実施</b>	5
<b>IV</b>	<b>一般原則</b>	6
<b>V</b>	<b>優先事項</b>	7
<b>V.1</b>	<b>提携企業と第三者の扱い(独占禁止法、汚職行為防止)</b>	7
<b>V.2</b>	<b>会社と社員の保護</b>	9
<b>V.3</b>	<b>自然と環境の保全</b>	9
<b>V.4</b>	<b>機密保持</b>	10
<b>VI</b>	<b>執行</b>	11
<b>VII</b>	<b>問い合わせ先</b>	11
<b>VIII</b>	<b>社会的責任(倫理規範)</b>	12

## I 目的

---

### BRITAグループとしての責任

BRITAブランドは我々のビジネスの基盤であり、世界で大きな信頼を得ている。この信頼に伴う責任を我々は認識している。BRITAグループの評判は、各自の姿勢や行動に大きく影響される。たった1名の社員の違法あるいは不適切行動でも、会社に与えるダメージは大きい。社員1人1人に、会社の世評を保ち、BRITAブランドの信頼が常に尊重、保存、促進されるように振る舞うことが義務づけられ、信頼に値する働き方を望む。信頼は、顧客との、また社内およびBRITAグループ内、さらにサプライヤーとのあらゆる協力の基盤となる。

「協力」に関する事項で、我々の文化に影響をおよぼすのは、会社全体の目的を我々が優先しているかということである。この点において、我々は部門や国の境を越えて考え、また行動する。

企業の社会的責任を守るため、会社の利益を損ねる行動の防止に役立つ基準・原則がBRITA行動規範に定められている。同行動規範は拘束力のある指示集であり、BRITAの仕事において世界的に生じる可能性のある倫理的あるいは法的問題を我々が見つけ、これに適切に対応できるようにする。

## II 適用範囲

---

同行動規範は例外なく、世界中のBRITAグループ全体の全ての役員、監査役員、社員に適用される\*。

また、派遣社員や外部のプロジェクトマネージャーなど、社員と同等の職位にいる各個人にも適用される。

同行動規範で定められるように、提携企業の行動についても、法の範囲内であり誠実さにもとづいたものであることを我々は求める。

BRITA GmbHが強い影響力を一切持たない主要株主に、必要に応じて行動規範の適用が求められる。

## III 実施

---

行動規範の内容を熟知することは、BRITAの全社員およびBRITA代理店にとって責任である。

取引において、地域特有の慣行あるいは習慣が行動規範のルールに反する場合、行動規範を遵守し、BRITAグループ法務・コンプライアンス部門に規範逸脱を伝えること。同規範に定める各原則の違反をBRITAは許容してはならない。さらに、このような違反は労働法、民法またはその両方をもとに裁かれる。

疑問がある場合は、全面的信頼をもって直属の上司、当該の管理職あるいはBRITAグループの法務・コンプライアンス部門に直接質問すること。

\* 同規範は、BRITA GmbHが強い影響力をおよぼすBRITAグループの全ての会社に拘束力を持つ。これらは通常、BRITA GmbHが直接的あるいは間接的に株式あるいは議決権の過半数を所有する法人である。

## IV 一般原則

---

BRITAは法規や制定法、全ての契約事項の遵守に取り組んでいる。

認識されている業務取引の原則にしたがって、BRITAは全ての取引関係を管理する。不公平ではなく、パートナーシップの精神に則った提携企業との公平な関係は、我々の企業活動の基本である。

我々の事業活動のあらゆる部分に、社内外の規則・規制が適用する。社外の規則・規制には制定法、条項、規制ガイドライン、そして同様の要件が含まれる。社外・社内のいずれの規制（たとえば内部指示などの諸方針）も守られなければならない。

どの組織、管理職および社員も、その活動領域において上記の規則が守られるようにする責任を有する。

### 管理職の責任

個人的振る舞いに関連する制定法やBRITAの方針について特に精通し、社員にも伝達することを全ての管理職は義務づけられる。管理職は、行動規範に対して指示や提言をおこない、それに必要な訓練が必要に応じて提供されるようにしなければならない。管理職は同行動規範に関する全ての事柄について、社員の最初の接点となる。

管理職のもう1つの義務は、適切な形で法規遵守状況の監視である。特に、これは特定の義務が委任される場合にもあてはまる。

会社の利益に反する行動を、管理職が行うことは許されない。

### 利益相反の回避

自らの業務において会社の利益を守ることが全ての社員に義務づけられる。個人の利益は、BRITAグループの利益とは厳密に分離されなければならない。

個人の利益あるいは第三者の利益を目的とした、BRITAでの地位の悪用は許されない。

商取引の間に、客観性あるいは独立性の制約を起す可能性のある利益相反または忠誠心の相反に社員が直面した場合（社外活動、特殊関係人あるいは家族が所有するものを含む提携企業や競合の株式取得など）、その潜在的利益相反は即座に当該社員の国の管理職、または、必要であればBRITAグループ法務・コンプライアンス部門に直接報告されなければならない。BRITAは利益相反を調べ、潜在的な害から会社と関係社員を守るためのさらなる指示を出す。

BRITAブランドの保全と我々のビジネスの成功にとって、法に則った行動は大前提である。

管理職および社員として、我々は法律や指令を守る責任がある。管理職として、我々は社員たちに模範を示す。我々は会社の利益を守り、これを個人の利益と厳密に分ける。我々は公平な方法で、パートナーシップの精神に則ってビジネスパートナーと付き合う。

## V 優先事項

---

### V.1 提携企業と第三者の扱い

信頼と公平性は、我々のビジネスパートナーとの関係性を表すものである。個人の利益が、ビジネスの意思決定に影響を与えてはならない。

#### V.1.1 顧客との取引関係

一般原則として、我々は顧客に対して、相手の立場に立って接する。同時に、我々は全ての法的要件を遵守する。

製品およびサービスの品質と透明な価格設定を通じて、公平な方法で我々は契約を締結する。BRITAグループにおいて我々は、契約取得を目的とした、民間企業あるいは公共部門の人間からの、意思決定者を不正に有利にする提案、約束あるいは授与を断固として拒否する。

ここでは、贈答品、そしてビジネス上の会食やイベントへの招待に我々は特に着目する。

公務員あるいは民間企業の意思決定者から、不当な優位性を与えるように促された場合、我々はラインマネージャーあるいはBRITAグループ法務・コンプライアンス部門に報告する。

#### V.1.2 サプライヤーやサービス提供者との取引関係

公平な方法で、信頼の精神に則って我々はサプライヤーと取引関係を遂行する。同じように、我々はこれをサプライヤーにも求める。

我々の調達には、常にそれぞれの国の法規に従って行う。集中購買の能力は調達方針において扱う。集中購買の回避はBRITAグループにとって不利になる場合がある。従って、調達方針は厳密に守られなければならない。

我々の経営判断やサプライヤー選考のベースになるのはBRITAグループの利益だけである。個人的利益は関係しない。

我々は、不当な優位性を提示・約束し、我々の意思決定に影響を与えようとするサプライヤーとは取引しない。どのような状況においても、我々がサプライヤーに対し、不当な優位性を要求することはない。

BRITAグループは、常に透明な形で契約を締結する。重要な意思決定は書面にて正当化され、我々は承認プロセスに従う。

経営判断が、不当な優位性に影響されるという印象を与えないように努める。

贈答品、あるいはビジネス上の会食やイベントの招待を受けるべきか迷う場合は、ラインマネージャーまたはBRITAグループ法務・コンプライアンス部門の意見を求めること。不当な優位性を提示、約束あるいは授与された場合は、必ず担当の管理職またはBRITAグループ法務・コンプライアンス部門に報告すること。

この調達方針および行動規範に定めた諸原則は、それぞれの地域の取引においても守られなければならない。

贈答品や、イベントへの招待は、そうすることが適切であり、当該の件における客観性に影響する可能性がない場合に限る。贈答品や招待の受け入れに関して、我々是对応する方法で行動する。私人またはその家族に宛てられた贈答品や招待の授受は認められない。

現金や割引券といった形で贈答品を受けることも贈ることも認められない。公務員への対応については特別な要件が適用される。わからないことがある場合は、コンプライアンス担当管理職に質問すること。



### V.1.3 競争上の規則と規制

市場経済は独占禁止法および競争法によって保護・推進されている。

BRITAグループは公正な競争に取り組み、活動する全ての国の関連法規を遵守する。

水平的競争協定、すなわち競争を防ぐ、制限する、あるいは歪曲する競合同士の協定や協調行為は禁ずる。競合他社との協定は書面でも、他のどの手段でも行ってはならない。特に、価格や条件、供給場所の調整を禁ずる。同様に、BRITAグループの現在または今後の市場行動（たとえば宣伝、商品デザイン、価格変更）についての結論を下しやすくする、競争にまつわる事実情報の交換を禁ずる。

ビジネス団体や事業者団体に参加あるいは協力する際は特に注意を要する。BRITAの全社員は、競争に反するいかなる不十分な協定や協調行為も明確に拒否する。BRITA社員として、独占禁止法との関連で疑わしいディスカッションが自分の面前で行われたことを認識した場合、あるいはそのようなディスカッションが行われた可能性がある場合、直ちにBRITAグループの法務・コンプライアンス部門に報告しなければならない。

第三者に対する価格や取引条件設定においてサプライヤーまたは顧客を制限する垂直的な競争協定も禁ずる。

これには、競争禁止条項や価格固定が含まれる。

一部の国々では、BRITAグループは市場において強い立場にいる。この立場を、顧客や競合他社に損害を与えながら利用することを我々は断固拒否する。法的に不適切な結合システム、客観的根拠のない供給拒否、反競争的な割引計画を断固拒否する。

我々は競合他社と競争行為について協定を結ぶことも、競争に影響をおよぼす事実情報を共有することもない。

競合他社との会合があれば必ずBRITAグループの法務・コンプライアンス部門に報告する。

客観的に認められる根拠がない限り、顧客を不平等に扱うことはない。

顧客またはサプライヤーとのあらゆる契約は、契約管理方針に応じて締結される。

競争法に関して疑問がある場合は、BRITAグループ法務・コンプライアンス部門に問い合わせること。

## V.2 会社と社員の保護

全ての社員は、会社の財産や資産を慎重に扱うことが義務づけられる。我々は、会社の財産を、コスト意識を持ちつつ、適切に、また慎重に扱い、損害や損失、窃盗から財産を守ること。

我々は会社の財産を私用しない。また、会社の目的に沿わない活動に利用することもない。会社の財産の私用が唯一許されるのは、当該の規則・規制に書面で明記された場合である。

同等の慎重さをもって、テクノロジー、プロジェクト、マーケティング、販促活動、戦略審議、事業開発などに関する会社の知的財産や内部情報を扱うこと。第三者への情報公開は、絶対的に必要な範囲内に、また該当するプロセスの枠組みの範囲内に限ること。疑問がある場合は担当の管理職に相談する。

BRITAグループは業務遂行に伴う健康上の危険から社員、顧客、そして一般人全般を守る。

特に、我々は接待、出張、旅費に関する社内規定を遵守する。

敬意と相互理解は我々のアイデンティティの一部である。BRITAグループでは、人種、民族的背景、性別、宗教や信仰、障害、年齢、性同一性を根拠に人を差別しない。全ての社員はこの原則実行に寄与し、それに応じて振る舞うこと。BRITAグループは社員のプライバシーを尊重する。

BRITAグループは業務遂行に伴う健康上の危険から社員、顧客、そして一般人全般を守る。全ての社員は、既存の(労働)安全性要件を常に遵守しなければならない。

管理職のメンバーは関連要件について社員に伝え(また必要であれば訓練を施し)、遵守状況を監督することが義務づけられる。

互いに対する我々の振る舞いは相互の敬意と理解を特徴とする。

我々はハラスメントを控え、他者の考え方を尊重する。労働安全要件と倫理規範を遵守する。

## V.3 自然と環境の保全

食に関するメーカーとして、また人に欠かせない資源である水を日常的に扱う者として、BRITAグループは特に環境保全に取り組んでいる。我々の行動は、業種を問わず環境と共存可能である。さらに、我々は環境保全をグループ全体の義務と考え、責任ある、また持続可能な形で天然資源を扱うよう取り組む。その業務活動において、BRITAグループの全社員は環境保全法規の遵守に取り組む。また、企業ミッション声明に規定されるように、BRITAグループの全社員は環境的に責任を伴う行動を通じて、環境保全の実施に積極的に関わる。

我々は責任ある、持続可能な形で天然資源を扱い、環境保全要件を遵守する。

## V.4 機密保持

### V.4.1 情報の処理、プライバシー保護、第三者の権利

BRITAの競争力を保つには、社内事情と機密情報を機密に扱うことが欠かせない。社内利用だけを意図した情報やデータが外に伝えられないよう、我々は常に努める。第三者に対する機密保持の既存義務を我々は常に遵守する。秘密保持の義務は雇用期間終了後も適用する。

第三者の権利（著作権、肖像権、特許権など）保護は必ず尊重されなければならない、その無許可の利用は禁じられる。

プライバシー保護に関する規則は必ず遵守すること。個人データの収集、処理、使用は、明確に定められた目的においてそれが必要な場合に限ること。個人や企業データへの無許可のアクセスから保護し、これは保証されなければならない。このようなデータの使用は、使用目的が透明でなければならない。データの利用、修正、異議申し立て、ブロック、削除の権利を保護しなければならない。

我々は、BRITAグループ自身が持つ、あるいはBRITAグループに委ねられたデータや情報が紛失されないようにする。また許可を得ていない者によって使われないようにする。一般原則として、我々はBRITAグループの情報・通信システムをビジネス目的に限定し、無許可の者の利用を否定する。プライバシー保護に適用する規則を我々は遵守する。

### V.4.2 メディア対応

社内外のコミュニケーションにおいて、誠実に報道することは、信頼の精神で行う効果的な協力の基本である。

BRITAグループあるいはBRITA傘下の企業に関わるデータや情報を会社に代わってメディアに公開できるのは、企業組織内で指定された個人および団体だけである。マスコミから質問があった場合は、勝手に情報を公開せず、上記のような部門に直ちに伝えること。

BRITAの社員として、個人的意見を述べる場合、特にBRITAグループに関係ない事柄に関する事については、社内での自身の役割に決して言及しないこと。ソーシャルメディアで発言する際、また、それがBRITAグループの業務活動の範囲外である場合、その発言があくまで個人的見解であり、会社の意見を代弁するものではないことを必ず明確にすること。

BRITAに関する情報をメディアに公開できるのはGroup Corporate Communicationsまたはその許可を受けた個人に限られる。

### V.4.3 行政機関への対応

BRITAは、全ての行政機関と透明性を保ち、柔軟な関係の維持に努める。行政機関への情報伝達を担当する全社員は、それを適切に、全面的に、また期日どおりに行わなければならない。

公的機関（たとえば警察や検察官）による捜査や調査の際は、経営陣、BRITAグループ法務・コンプライアンス部門、また場合によっては、指定を受けた当該業務管理担当者は直ちに調査内容についての報告を受けなければならない。情報提供や書類提出は、上述の各担当者への相談なしに行ってはいけない。

## VI 行動規範の遵守 - 違反への対応と不正行為報告に関する情報

---

我々は自らの目標達成とともに、公正な方法で、また法に則って行動するよう努める。

不正行為や行動要件の違反は、当該の個人だけでなく会社全体にも深刻な影響をおよぼす可能性がある。行動規範の違反はBRITAグループでは許容されない。ここでは、役員は模範を示すという特別な責任を有する。

BRITAグループは違法な不正行為、さらには同行動規範など社内方針の違反を断固として、また当該個人の職位にかかわらず罰する。

社員による内部情報は、社内で不正行為に対する認識を高め、それによって重大な脅威からBRITAグループを守る最も効果的な方法の1つである。どの社員も、法律、行動規範あるいは社内方針の違反または違反の疑いを報告できる。

BRITA社員として、我々がまず報告を行う先は直属の管理職であり、その管理職は適切なサポートを提供する。これが選択肢にならない場合、BRITAグループ法務・コンプライアンス部門 (compliance@brita.net) の意見を直接仰ぐこと。

内部告発者は特別に保護される。意図的ないたずらでない限り、内部告発者はいかなる不利益も被らない。内部告発は必要に応じて、最高の機密性をもって調査・実証される。

他の社員について嘘の情報を故意に流布させた者は、行動規範の違反とみなす。

## VII 行動規範に関する疑問

---

この行動規範は、トピックごとの指示集というよりも、適切な行動に関する説明の要約である。

同行動規範はBRITAグループで適用する方針・規制の全てに言及するわけではない。同行動規範に加え、これらは継続的に適用する。

逸脱行為があり、それが不確かな場合、行動規範が優先する。

日常業務において疑問が生じ、行動規範や社内方針では十分な答えが得られない場合は、担当の管理職と協議すること。不確かな場合、行動規範やコンプライアンス方針に関する質問や情報はその国のコンプライアンス担当管理職あるいはBRITAグループ法務・コンプライアンス部門 (compliance@brita.net) に直接宛てること。

## VIII 社会的責任(倫理規範)

---

世界的に活動する企業として、BRITAは企業の社会的責任を重く捉え、明確に取り組んできた。我々は、国際的に認められた人権を尊重する。また我々が国際的に活動する際には、下記の諸目的や実施方針が適用される。行動規範と同様に、これらは我々の企業文化の一部、そして、我々のアイデンティティの表現であり、あらゆる取引関係における行動基盤をなす。

### VIII.1 原則

#### 1.1 雇用選択の自由

BRITAグループは、いかなる種類の強制労働も否定する。

#### 1.2 差別の完全撤廃

民族的背景、肌の色、性別、宗教、国籍、性的指向、社会的背景、政治思想に関係なく、BRITAグループは均等な機会と均等な待遇を提供する。それは、民主主義の諸原則、および違った考えを持つ者への寛容性にもとづく。

労働組合や労働者代表団への参加を根拠に社員を選び好みしたり、差別したりしない。

#### 1.3 児童を雇用しない

子どもの成長を妨げてはならない。子どもたちの安全と健康を損ねてはならない。BRITAグループは雇用ガイドラインに記載される入社可能最低年齢を守る。

#### 1.4 結社の自由

社員各自は、労働者代表団を作り、労働条件調整のための集団的交渉に参画する権利を持つ。

BRITAグループと、そのそれぞれの労働者代表団体は、建設的に信頼の精神をもって協力すること。その目的は、仮に論争が生じても持続的かつ長期的な協力を確保することである。

#### 1.5 報酬

性別に関係なく、BRITAグループの報酬関連規則は法的に保証される最低の報酬率とともに、経済の特定部門の最低基準を尊重し、それぞれの労働市場をベースとする。

#### 1.6 労働時間

BRITAグループは、労働時間と通常有給休暇に関する国の規制や協定を遵守する。

#### 1.7 労働、衛生および環境保全

BRITAグループは、労働安全とともに労働、衛生、環境保全をきわめて重視する。労働安全と業務中の衛生保護は、少なくとも法規の範囲内でBRITAグループにおいて確保される。業務中の衛生、安全性および人道的な労働条件は、会社方針の重要な要素である。労働者代表団には、労働、衛生、環境保全について提言する権利が認められる。

#### 1.8 資格

一般原則として、社員の選考、雇用、昇進はその職務特定の資格とBRITAグループにおけるスキルにもとづく。集中的、また、継続的かつ需要と考えられる資格取得をサポートすることによって、レベルの高いパフォーマンスと質の高い仕事を可能にする。

## VIII.2 実施

### 2.1 提携企業とサプライヤーの包括

BRITAグループの提携企業およびサプライヤーは、同等の諸原則を導入し、これらを実施し、会社経営方針にもとづいて、原則を説明し、奨励される。BRITAグループは、相互関係の基本としてこれらの諸原則を適用することをビジネスパートナーやサプライヤーに求め、これらが長期的取引関係を行う上で、適した基準であると考えている。

### 2.2 伝達、実施、苦情

上記のポイントは、BRITAグループの全社員がわかる言語で利用可能である。これらの目的は、それぞれの国の子会社の目的の一部である。いずれのBRITA企業も、実施状況について最低でも年に1回、親会社に報告する。同規範違反の可能性に関する苦情または情報がある場合、社員はラインマネージャー、地域の労働者代表、人事マネージャーあるいはBRITAグループ法務・コンプライアンス部門 (compliance@brita.net) に直接報告すること。このような情報は機密扱いが確約される。法律あるいは本方針の違反を報告する社員は、それによっていかなる不利益を被る心配をする必要はない。

## Notes

---

問い合わせ：

**BRITA GmbH**

Group Compliance

Heinrich-Hertz-Str. 4

D- 65232 Taunusstein

[compliance@brita.net](mailto:compliance@brita.net)

Tel: +49 (0) 6128 - 746 - 5323

